

標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款の一部を改正する 告示案等に関する意見募集結果について

平成29年8月4日
国土交通省

国土交通省では、平成29年6月9日から同年7月9日までの間、標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款の一部を改正する告示案等に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、20件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますようよろしく御願います。

1 実施方法

- (1) 募集期間 平成29年6月9日（金）～7月9日（日）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

2 意見数

提出意見数 20件（提出者数18名）

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局貨物課

電話番号 03-5253-8111（内線41333）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
7月に公布し、10月に施行するとなっておりますが、トラック事業者との運賃契約の改定に時間が掛かるため、公布から施行まで猶予期間を設けていただきたい。	今般の標準貨物自動車運送約款の改正により、交付から施行まで3か月の周知期間を設けているところです。なお、前に締結した契約であって、標準貨物自動車運送約款改正後も契約が継続されている場合については、当該契約内容は有効と考えます。
標準貨物軽自動車運送約款についても同様の改正が必要ではないか。	今般、標準貨物軽自動車運送約款についても、標準貨物自動車運送約款と同様の改正を行うこととしています。
「回送料」や「保管料」、「時間指定料」についても標準運送約款に規定していただきたい。	標準貨物自動車運送約款においては、料金の代表例を列記しており、約款に記載されていない料金については、お互いの合意のもとで個別の契約により収受することができます。
運賃に含める形で様々な附帯業務をさせられることがあるが、適正料金収受を妨げたり附帯業務費用を支払わない荷主を「ブラック荷主」と位置付け、公開してはどうか。	今般、運賃と料金を別建てで収受できるような環境を整備するために標準貨物自動車運送約款等を改正したところです。 適正な運賃及び料金の収受に向けて、今般改正する標準貨物自動車運送約款等の周知徹底等を図ってまいります。
キロ単価が安い貨物であっても10トン単位で輸送すると高額になってしまうため、高価品をキロ当たりの単価が2万円を超える貨物と定義している第9条第1項3号も見直すべき。	今般、「トラックの適正運賃・料金検討会」における議論を踏まえ、運賃・料金を別建てで収受できるような環境を整備するために標準貨物自動車運送約款等を改正したところです。運賃・料金以外の部分については、今後の業界の方からのご意見等を踏まえ検討させていただきます。
コンテナ業においてはコンテナ内の洗浄等、運送とは離れた業務が常態化している。	標準貨物自動車運送約款においては、運送に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（附帯業務）についてはその対価を収受することとなっています。
適正な料金収受方法や単位・単価のガイドラインを示して欲しい。	適正な取引を推進するため、国土交通省では「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を定めています。

<p>運賃・料金の区分の明確化にあたっては、原価計算を事業者に徹底されたい。</p>	<p>原価計算の活用を推進するため、国土交通省では「原価計算の活用に向けて」を作成し、各都道府県トラック協会が開催している生産性向上セミナー等において配布しているところです。</p>
<p>料金の項目については、運賃料金適用方や物流EDIとリンクされたい。</p>	<p>標準貨物自動車運送約款において料金の種類を全て網羅しているわけではなく、業種や荷種によって異なるため、一律の様式を作成することは困難と考えます。</p>
<p>運送に必要な積み付け業務を含むということは積み付けや積み込み及び取卸しも運賃に含まれるという考え方でよいか。</p>	<p>貨物の積み付けは貨物自動車運送事業者の責任で行うこととなり、運送行為の一部として運賃に含まれることとなります。また、積み込み及び取卸しは、荷送人又は荷受人の依頼があった場合は貨物自動車運送事業者が行い、料金を収受することとなります。</p>
<p>「積み付け」、「積み込み」及び「取卸し」の定義が曖昧である。 また、「横持ち」及び「縦持ち」の定義を明確化していただきたい。</p>	<p>「積み付け」は、貨物を安全に輸送するために貨物自動車運送事業者が行う定型的な業務です。「積み込み」は貨物をトラックに積む作業で、「取卸し」は貨物をトラックからおろす作業です。 また、「横持ち」及び「縦持ち」は、一般的に、発地又は着地において、貨物自動車運送事業者が倉庫等まで手又は輸送機器等を使用して貨物を移動させる作業をいいます。</p>
<p>積み付けや積み込み・取卸し作業を荷主と貨物自動車運送事業者が共同で行うことも少なくない。</p>	<p>今般の標準貨物自動車運送約款の改正により、積み込み等の役務に対する対価を収受することができることとなっていますが、共同で作業を行う場合は、予め貨物自動車運送事業者と委託者が協議し定めておくこととなるものと考えます。</p>
<p>「待機時間」はどのような時間が想定されるのか。 また、指定時間前に到着した場合の待ち時間は「待機時間」に含まれるのか。</p>	<p>「待機時間」は発地における委託者の貨物の準備時間や、着地における取卸作業をするための順番待ち時間等、荷送人又は荷受人の責により待機した時間が含まれます。 また、指定時間前に到着した場合の待ち時間は荷送人又は荷受人の責により待機した時間とは認められないため、「待機時間」には含まれないこととなります。</p>
<p>入出庫が集中すると待機が発生してしまいが、これは荷主の責任範囲にたく不可抗力である。</p>	<p>今般の標準貨物自動車運送約款の改正により、荷送人又は荷受人の責により待機した場合に待機時間料を収受できることとされています。また、入出庫が集中しないよう予めスケジュールを調整する等の手法も有効と考えます。</p>

<p>運送事業者が「待機時間料」を設定すると、運送事業者の都合により荷主側を待機させた場合にも料金を請求されるおそれがある。</p>	<p>今般の標準貨物自動車運送約款の改正により、荷送人又は荷受人の責により待機した場合に待機時間料を収受できることとされています。</p>
<p>待機時間の発生は荷主のみならずトラック事業者側の都合により生じる場合もあり、そのような場合にその後予定されていたトラックを待機させられることもある。</p>	<p>同上</p>
<p>直接荷主が起因しない待機が様々な場面で発生しており、今回の改正で待機時間料を収受できるようになるわけではないと考える。</p>	<p>同上</p>
<p>待機が発生する場合の責任の所在が不明確である。待機時間がいつから始まるかをガイドライン等にて明示していただきたい。</p>	<p>今般の標準貨物自動車運送約款の改正により、荷送人又は荷受人の責により待機した場合に待機時間料を収受できることとされています。</p> <p>また、待機時間には様々なケースが想定されます。例えば、荷送人等から指定された積込み時間までに積込み場所に到着し、指定された積込み時間になっても貨物の積込みが行われずに待機をさせられた場合には、貨物の指定時間が待機時間の始まりと考えます。</p>
<p>待機は運送料金を請求する発荷主ではなく着荷主側で発生するため、運送受託時に料金発生の有無がわからず事後に請求しづらい。</p>	<p>今般の標準貨物自動車運送約款の改正により、荷送人又は荷受人の責により待機した場合に待機時間料を収受できることとされています。予め待機時間料について荷送人及び荷受人に説明しておくことが有効と考えます。また、今般改正する標準貨物自動車運送約款等の周知徹底等を図ってまいります。</p>
<p>荷主の管理下でない場所で待機させられることがあるが、今回の改正によりこのような場合に料金を収受できるとは思えない。</p>	<p>今般の標準貨物自動車運送約款の改正により、荷送人又は荷受人の責により待機した場合に待機時間料を収受できることとされています。</p>